

医薬発 1031 第 19 号  
令和 7 年 10 月 31 日

〔 保健所設置市市長  
　　特別 区 区 長 〕 殿

厚生労働省医薬局長  
( 公印省略 )

### 令和 8 年「はたちの献血」キャンペーンへの協力について（依頼）

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社では、献血者が減少傾向にある冬期において、安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、「はたち」の若者を中心に、広く国民各層に献血について普及啓発し、理解と協力を求めるとともに、献血運動を全国的に推進することを目的とした「はたちの献血」キャンペーン（令和 8 年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの 2 か月間）を実施することとしております。

つきましては、本キャンペーンの趣旨を御理解の上、献血の推進について、格段の御支援、御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

また、貴管内機関及び関係団体に対しましても、積極的な周知方よろしく御願い申し上げます。

#### 【連絡先】

厚生労働省 医薬局  
血液対策課 献血推進係 村本  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
電話 : 03-3595-2395 (直通)  
FAX : 03-3507-9064  
メール : [kenketsugo@mhlw.go.jp](mailto:kenketsugo@mhlw.go.jp)

## 令和8年「はたちの献血」キャンペーン実施要綱

### 1 目的

献血者が減少傾向にある冬期において、安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、「はたち」の若者を中心に、広く国民各層に献血について普及啓発し、理解と協力を求めるとともに、献血運動を全国的に推進することを目的とする。

### 2 期間

令和8年1月1日（木）から令和8年2月28日（土）までの2か月間

### 3 キャッチフレーズ

「誰かの今をつないでいく。はたちの献血」

### 4 実施機関（予定）

- (1) 主催 厚生労働省、都道府県、日本赤十字社
- (2) 後援 一般社団法人 日本民間放送連盟  
一般社団法人 日本民営鉄道協会  
一般社団法人 日本コミュニティ放送協会

### 5 実施事項

#### (1) 厚生労働省及び日本赤十字社における実施事項

##### ア 各種広報手段の活用

厚生労働省及び日本赤十字社は、本キャンペーンの実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を効果的に活用すること。

##### イ ポスターの配布等

厚生労働省及び日本赤十字社は、本キャンペーン用ポスターその他の印刷物を作成し、都道府県及び日本赤十字社都道府県支部、各血液センター等（以下「日本赤十字社都道府県支部等」という。）に配布すること。

##### ウ 若年層を対象とした普及啓発

厚生労働省及び日本赤十字社は、十分に連携しながら、幼少期を含めた若年層に対して普及啓発資材などを活用し、献血の推進及び将来の献血

血者に対する普及啓発を図ること。

#### エ 複数回献血の推進

日本赤十字社は、厚生労働省と十分に連携しながら、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービスの向上を図るとともに、継続的な献血への協力を呼びかけること。

### (2) 都道府県等における実施事項

#### ア キャンペーン計画の策定

都道府県、日本赤十字社都道府県支部等は、十分に連携しながら、都道府県献血推進協議会、管内市町村（特別区を含む。）及び各種献血推進団体の協力の下に、それぞれの地域の実情に即したキャンペーン計画を策定した上で本キャンペーンを実施すること。

#### イ 各種広報手段の活用

都道府県、日本赤十字社都道府県支部等は、本キャンペーンの実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を効果的に活用すること。

#### ウ ポスターの掲示等

都道府県、日本赤十字社都道府県支部等は、厚生労働省及び日本赤十字社から配布されるキャンペーン用ポスター等の掲示・配布を行うとともに、企業、学校、病院、駅、各種団体、地域組織等に、これらを公衆の目につきやすい場所に掲示するよう依頼するなど、効果的な普及啓発活動に取り組むこと。

#### エ 若年層の献血者対策の推進

都道府県、日本赤十字社都道府県支部等は、若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、若年層への献血の推進及び幼少期を含めた若年層に対する普及啓発を図ること。

#### オ 複数回献血の推進

日本赤十字社都道府県支部等は、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービスの向上を図るとともに、継続的な献血への協力を呼びかけること。

都道府県はこれらの取組に協力すること。